

企画競争説明書

業務名称：中央アジア（キルギス・タジキスタン）
電力セクターに係る情報収集・確認調査
(QCBS)

調達管理番号：23a00070

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年4月19日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年4月19日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：中央アジア（キルギス・タジキスタン）電力セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

なお、本件業務では、「第2章 特記仕様書案」の「第6条 業務の内容」「(9) 形成が想定される個別事業（案）」に示す通り、無償資金協力事業の候補案件の形成に向けて、案件計画会議等の政府との協議に必要な情報を収集・分析する事も含んでおり、当初の業務内容は、「第2章 特記仕様書案」の「第6条 業務の内容」に掲げる(1)～(20)とします（第1期）。

他方、本件調査の対象となっている候補事業について、これら会議での協議の結果、我が国政府より無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務（上記業務内容の(21)～(34)）を対象となる案件ごとに追加して発注することを想定しています（第2期）、（第3期）。但し、我が国政府が2案件の準備調査を同時期に実施することを了承した場合には、コンサルタントが対応可能であれば第2期及び第3期の実施時期を重複させることがあります。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、別途、継続契約を締結するものします。ついては、本企画競争の対象となる業務は第1期及び第2期、第3期の両方を含みます。なお、プロポーザルの作成においては、第2期の対象事業として「タジキスタン国第2次ドゥシャンベ市変電所整備計画」、第3期の対象事業として「キルギス国送変電設備運転・保守研修施設強化計画」を想定してください。しかし、我が国政府により協力準備調査の実施にかかる了承が得られなかった場合、若しくは、当機構が第1期の調査の結果から同会議への付議を見送る判断を行った場合、第2期以降の調査は実施しません。又、当機構側の判断により追加調査業務の一部または全部の発注を行わないこともあります。

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年7月 ～ 2023年10月（第1期）

上記「(2) 業務の内容」に示したとおり、以下の複数の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年7月 ～ 2023年10月

第2期：2023年10月 ～ 2024年3月

第3期：2024年4月 ～ 2024年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 4月 25日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 5月 8日 12時
3	質問への回答 4月25日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 4月 28日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 5月 11日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 5月 17日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 5月 30日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛 CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】 調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知し

ます。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者決定の方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価

格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点
- ②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点
*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

1 1. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務において、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注（第2期以降契約の締結）する場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、第2期契約より、以下の条項が適用されます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「中央アジア（キルギス、タジキスタン）電力セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

中央アジアのキルギス共和国（以下、「キルギス」という。）、タジキスタン共和国（以下、「タジキスタン」という。）は、国際河川であるアムダリア川、シルダリア川の上流に位置し、また国土に天山山脈やパミール高原といった氷山を抱え、雪融水が流れ込むことで豊富な水資源を有している。そのため、キルギスでは国内の総発電量3,238MWの、またタジキスタンでは同5,722MWの約9割を国内で発電された水力発電に依っている。

これら発電施設は旧ソ連時代に建設され老朽化が進んでおり、施設の改修や新設が必要な状況である。一方で、新たな水力発電所の新設に関しては、国際河川の上流国であるキルギスやタジキスタンにおける水力発電が下流に位置するウズベキスタンやカザフスタンにおける水不足やアラル海の消滅問題を引き起こしているとの批判もなされており、実現が難しい現状にある。

また送配電施設について、両国とも、旧ソ連時代に建設されて老朽化し経年劣化が進むと共に、特に首都圏における需要増に合わせた増強が行われておらず、供給エリアまでの配電線の亘長が長くロスが大きいこと、また設計基準を超える負荷が生じた際の設備非常停止による停電が頻発し、変電所の老朽化及び不足が電力の安定的供給のボトルネックとなっている。世界銀行のDoing Business(2020年)によると、「電力確保」においては、190ヶ国中、キルギスは143位、タジキスタンは163位に位置しており、電力不足は大きなビジネス阻害要因ともなっている。

かかる状況を受け、キルギス政府は「国家持続的開発戦略2013-2017」におけるエネルギーセクターの方向性として、エネルギー安全保障の確立及び輸出ポテンシャルの開発を掲げており、具体的な目標として、主に国内需要家向けの電力安定供給の実現並びに、テクニカルロス及びコマーシャルロスの削減の達成等を掲げている。また、タジキスタン政府は、上述したウズベキスタンとの関係改善を踏まえ、旧ソ連時代に中央アジア域内の電力の効率的配分を目的に建設された中央アジア電力網の再接続や、中央アジアと南アジアを連携し、夏季の余剰電力を南アジアに融通

することを旨とするCASA1000（Central Asia South Asia Electricity Transmission and Trade Project）計画を進めており、周辺国との電力融通による地域連結性強化の機運が高まっているが、当国が地域の結節国としての役割を果たすためには、まずは当国内での電力システムの安定運用を実現することが求められている。

本業務は、今後の対キルギス及びタジキスタンの電力セクターの援助方針及び協力プログラムの策定に役立てるため、両国における電力セクターの現状・課題を整理するとともに、緊急性の高い課題に対する協力プログラム形成の可能性を探るとともに、無償資金協力案件の形成に係る案件計画会議等外務省との協議に向けた個別案件の必要性及び事業計画の妥当性及び想定される事業費を確認するために必要な情報の収集を目的として実施する。

第3条 業務の目的

本業務は、今後の対キルギス及びタジキスタンの電力セクターの援助方針及び協力プログラムの策定に役立てるため、両国における電力セクターの現状・課題及び改善策を整理するとともに、緊急性の高い課題に対する個別事業形成の可能性を探ることを目的とする。具体的には「第5条（9）形成が想定される個別事業（案）」を念頭に課題を整理・把握し、案件の目的及び内容を検討する。また各案件について、両国の電力セクターの課題における優先順位、人的・技術的・経済的必要性及び妥当性を分析の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模を算出するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案する。

第4条 業務の範囲

本業務は、キルギス及びタジキスタンの電力セクターについて、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

（1）調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。また、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

（2）現地調査の実施方法

本調査においては、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための各国1回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

（3）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される案件（案）を検討することを目的の一つとしているため、案件内容の検討に当たっては、調査の過程で随時発注者と協議する。また、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席してJICAが開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

1) 現地調査派遣前

調査方針、調査計画、質問票等を協議、確認する。また、併せて既存資料をレビューする。

2) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、協力（案）の基本的な方向性を協議・議論する。

3) 国内業務期間の終了時

協力（案）の内容を取りまとめた「ファイナル・レポート（案）」（追加発注業務については、「準備調査報告書（案）」）に基づき、協力（案）の内容を確認する。

(4) 既存資料の活用

対象の両国においては、すでにこれまで機構の他、他ドナーが電力セクターにおける調査や事業を実施している。従って、本調査で確認する協力の必要性・妥当性の検証等にあたっては、機構が過去に実施した関連案件の調査報告書や、他援助機関等が発行しているセクター分析レポート等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

(5) 両国での案件形成における予算の制約

「第2条 業務の背景」に記したとおり、両国における発電施設や送変電施設はいずれも旧ソ連時代に整備され老朽化が進んでいることから、技術の革新並びに施設の更新・拡充に向けて多くのニーズが想定される。他方、この状況に対し、これら両国には円借款案件の形成は実質的に困難であるため、無償資金協力又は技術協力による協力を検討する。当機構では、無償資金協力案件として2018年にキルギス「チュイ州変電所整備計画」の形成を進め、協力準備調査を開始したが、調査の結果、無償資金協力に対応可能な事業規模を超えることが判明したため、案件形成が中止となった。また、タジキスタンにおいても、2019年に無償資金協力により「ドゥシャンベ市変電所整備計画」が完工に続き、2021年度には同市東部の再開発地域及び南部の大規模病院等のある工業地域の既存変電所を対象とする「第二次ドゥシャンベ市変電所整備計画」の形成を企画したが、想定される事業費の規模が大きくなったため、現在、先方負担事項の拡大等を含めた規模の縮小を模索している。両国における個別案件形成の可能性を検討する場合、予算の制約を念頭に置き、技術協力による代替も含めて検討すること。

(6) 気候変動対策への貢献

現在、国際的には気候変動対策として再生可能エネルギーへの転換や省エネ／低炭素化が求められている。本調査で検討するすべての個別案件において、気候変動対策の要素を含めること。

(7) DX活用の可能性の検討

電力セクターに対する協力ニーズの確認にあたって、我が国のDX技術の活用の

可能性とその意義について確認する。

(8) 事業実施の意義の確認

我が国が両国の電力セクターに対して協力を行うことによる開発効果についてより定量的に検討する。加えて、事業の実施が我が国の外交に与える影響や貢献度について関連する情報を収集する（外交的意義）。さらに対中国や対ロシアの観点からこれら周辺大国への依存度を低減し経済的な自立化につながる可能性について、関連する情報を収集し、その外交的意義について確認する。

(9) 形成が想定される個別事業（案）

現在、両国からは以下の案件について要請又は要望がなされている。これらについて要請の背景や内容を確認し、その妥当性や必要性を検証し、国全体の電力セクターの開発における位置づけや優先度を明確にすること。

【キルギス】

1) 送変電設備運転・保守研修施設強化計画（仮称）（無償）

送変電設備運転・保守研修施設の整備及び訓練用シミュレーターの導入を行い、同シミュレーターを利用して送配電事業に係る職員の能力強化を図るもの。また、同訓練センターはキルギス全国の送配電エンジニアが利用する。ショウケース効果をにらみ、新たに整備・建設する訓練棟については、自然エネルギーの利用・高断熱化・効率化によって大幅な省エネルギーを実現したゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）を検討すること。併せて同国の省エネルギー政策をふまえたZEB普及の道筋や、そのインパクトも示すこと。

さらに、現在世界銀行の支援により、太陽発電設備の導入拡大を予定していることから、本訓練センターにおいて太陽光発電設備の運用・保守の訓練ができる模擬設備の導入も検討すること。

2) 送変電設備運転・保守訓練機能強化プロジェクト（技協）

無償資金協力で供与される、訓練用シミュレーター及び太陽光発電システムの模擬設備を用いた、研修カリキュラムの策定及びマスタートレーナーの能力強化を図るもの。併せて、訓練施設ZEBを活用した省エネ普及啓発プログラムを策定する。

【タジキスタン】

1) 第2次ドゥシャンベ市変電所整備計画（無償）

もともとのタジキスタン側からの要請では、1カ所の変電所施設の新設を行うものであり、第1次と同じ110kVの変圧器が想定されていたが、その後、タジキスタン側は220kVの変圧器2台を導入することを主張してきたため、想定される事業費が膨らんだ。現在、220kVの変圧器2台のうち1台のみを無償資金協力により導入し、もう1台はタジキスタン側が調達する（他ドナーへの要請含む）案についてタジキスタン側と協議中。技術的な可能性についてタジキスタン側で検討中であるが、改めて本調査の中でその技術的可能性や妥当性と想定される事業費の規模について検討すること。

2) 電力系統運用能力強化プロジェクト（技協）

電力公社の能力強化を通じて、安定した送電網の運用、効果的なメンテナンス、正確なシステム計画、技術者育成体制の改善を図るもの。2022年度要望調査において正式に要請書が提出されている。

(10) 運用中の発電所における調査の実施

運用中の発電所において現状調査等を行うため、両国の実施機関と密接な連携を図り、発電業務を妨げることなく円滑な調査を行うよう十分に調整する。

(11) 先方負担事項を考慮した適切な施工・調達計画の策定

想定される事業実施においては既存施設運用中の施工となるため、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、施設運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

(12) 運営・維持管理能力

想定される事業実施後の施設や機材等の運営・維持管理、人員体制等について、本調査では運営維持管理に係る組織体制、収入予測、予算配分、職員の訓練体制等を確認し、事業実施機関の運営・維持管理業務の実行可能性を検討する。その結果、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、ソフトウェア等による支援の検討を行う。

(13) 環境社会配慮

想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる送変電・配電セクターのうち大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるため、環境カテゴリ「B」に分類される。なお、JICA環境ガイドラインでは、3.1.2の5.にて現地調査が求められているが、現地での新型コロナウイルスの感染症対策措置によりやむを得ず遠隔調査およびオンライン協議となった場合には、JICA環境ガイドラインに沿った対応として以下のとおり実施する。

環境社会配慮について、環境社会配慮団員が既存のデータ、文献、現地の写真・動画等を遠隔で確認し、関係者にはオンラインインタビューを実施する。環境社会配慮団員が現地踏査なしでも出来る限り現況が把握できるよう、現地ローカルコンサルタントの備上により、環境社会配慮団員の指示を踏まえて現況のデータ・写真・動画等を収集する。

(14) 想定される事業の施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「工事等安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、両国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所から両国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載（もしくは調査報告書の添付資料）する。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した両国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等により両国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じて両国

で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

(15) 調達事情調査

想定される事業で調達する機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。なお、調査期間や調査費用には限りがあることから、実施機関、機材調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手し、必要な調査を効率的に行う。調達に関わる関連法規について調査する。本事業で調達する機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス及びアフターサービス体制等について調査する。

また、2021年末の新型コロナウイルス感染の再拡大の影響に加え、2022年2月に発生したロシアのウクライナに対する軍事侵攻によって、世界的に調達価格に影響が生じており、特に輸送費について高騰している。中央アジアは金融システムを始め多くをロシアに依拠しているため、ロシアに対する経済制裁の影響をより大きく受けている。調査にあたっては、これらの影響等も十分考慮すること。

第6条 業務の内容

上記「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) 両国の電力分野の現状及び政策や計画の把握

両国における電力分野の現状・課題や関連政策、組織体制、計画及び上位計画、プログラムの内容を確認し、各候補案件の要請の経緯と内容及び要請の意向を確認する。

(4) 電力需要想定の確認

両国における10年先までの季節ごとの電力需要想定を確認する。また、それぞれ首都ビシュケク及びドゥシャンベ及び地方の需要の分布について把握する。

(5) 電源構成、発電量及び電力供給量の把握と電力需給バランスの検討

両国の電源構成と発電量及び電力供給量とその地域的分布状況を把握する。その上で全国及び地域ごとの電力需給バランスとその将来予測を計算する。これらの結果から、電力不足に陥る季節、年、地域を確認する。

(6) 電力施設の現状・課題

両国内の電力関連の既存施設・機材の現状を把握し、課題を分析する。課題については、老朽化の程度や効率性、エネルギーや電力ロス等の状況も把握する。必要に応じて発電所や変電所、送配電施設の関係者、発電会社等からの聞き取り調査を行う。

(7) 技術レベルの現状・課題

対象の施設や機材を運用し、発電及び電力供給サービスに従事する人材の賦存状況やその技術のレベル、人材育成のための施設や訓練計画、体制等の現状を確認し、課題を分析する。課題については、人材の年齢層や作業の被効率性、エネルギーや電力ロス等の状況も把握する。必要に応じて発電所や変電所、送配電施設の関係者、訓練所、教育機関、発電会社等からの聞き取り調査を行う。

(8) 他ドナー及び国際機関の支援の動向の把握

電力分野における他ドナーや国際機関の支援に係る動向（内容、実施時期）の確認を行う。

(9) 両国における電力分野の課題の特定と優先度の確認

これまでの確認結果から、両国の電力分野が抱える課題を特定し、それぞれの課題の優先度を検討する。その上で、各候補案件の位置づけや必要性、妥当性を確認する。また、既定の候補案件以外に重要性や必要性が高い協力案件の候補があれば、積極的に提案すること。

【技術協力候補案件】

「第5条（9）形成が想定される個別事業（案）」に記載の個別案件、又は本調査で明らかとなった新たな技術協力（技プロ、国別研修、第三国研修等）の候補について、以下の調査を実施する。

(10) 実施体制の確認

両国のエネルギー省や各事業実施機関を対象に、近年の組織体制、人員構成、運営維持管理能力、技術水準、カウンターパート配置及び予算措置の可能性、他の関係機関等について調査し、各案件の実施機関として問題がないか確認する。また、案件を実施する場合に必要な実施体制や人員について提言する。

(11) 必要な協力ニーズの確認

案件を実施する場合の対象とする課題を分析し、同課題を解決するために必要となる活動ニーズやその規模を確認した上で、協力の可能性と妥当性を検証する。

(12) 訓練／研修体制及び施設・機材の現状及び改善策の確認

(11)で確認した協力ニーズを満たすために訓練／研修体制（カリキュラム含む）の課題や必要な施設及び機材について現在の整備状況を確認し、改善提言をまとめる。また、不足する施設／機材について抽出し、リストアップし、それらを整備・調達する場合の価格について確認する。

【無償資金協力候補案件】

「第5条（9）形成が想定される個別事業（案）」に記載の個別案件、又は本調査で明らかとなった新たな無償資金協力の候補について、以下の調査を実施する。

（13）事業の実施体制の確認

両国のエネルギー省や各事業実施機関を対象に、近年の予算・財務状況、組織体制、人員構成、運営維持管理能力、技術水準、人員配置及び予算措置の可能性、他の関係機関等について調査し、各事業の実施機関として問題がないか確認する。

特に、既存設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。また、必要となる体制等が本事業の実施により大幅に増大する場合は、人員・予算等を先方が対応可能であるかを十分検討するとともに、必要な対策事項等を事業内容に反映する。

特にタジキスタンの事例では事業規模縮小のため、先方負担事項の拡大（変圧器2台のうち、1台を先方負担とする、等）について検討しているため、その際の先方の予算負担能力及び事業実施スケジュール、運転維持管理に係る技術的課題について確認する。特に先方の負担する変圧器の設置時期がずれることの影響や、将来的に2つ目の変圧器が設置されない場合の影響について検討する。

（14）サイト状況調査

本調査後、外務省との案件計画会議を経て協力準備調査を実施する場合に設計、施工・調達計画、積算について必要な精度を確保するため、施設及びその周辺において以下に示すサイト状況調査を行う。

なお、調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するのか等十分に検討し、設計の基礎として信頼できるものであることを確認する。

- 1) 施設や設備の劣化等を確認する。
- 2) 建設・機材設置予定場所の現状。
- 3) 別紙2（案）のとおり自然条件調査（地形測量及び地質調査等）を行う。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはコンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査がある場合は、併せてプロポーザルで提案すること。自然条件調査については、別見積もり扱いとする。また、現地再委託で実施することを可とする。
- 4) 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理等により行うこととするが、事業効果を測る定量的な指標の検討を行う。
- 5) 環境社会配慮
「JICA環境ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。

（15）ジェンダーに関する情報収集

本事業は「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」と分類されており、以下に

ついて情報収集を行う。

- 1) 両国の電力分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- 2) 両国の電力分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点

なお、計画策定においてはSDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を念頭に、可能な範囲で以下に対応することに留意する。

- 両国の電力分野において、女性が抱える課題（働きやすさ、能力の活用）等につき確認の上、方策を検討する。
- 各施設や事業の運営について、カウンターパート機関及び運営事業体の職員や技術者・オペレーター等、女性の雇用及び育成促進の適切な方策検討する。

(16) 他ドナーの活動の確認

他ドナーによる活動の有無やその内容について確認する。また、他ドナーによる活動が本事業に影響を及ぼす可能性がある場合は、その対応を検討する。

(17) 調達事情調査

本事業で必要となる建設資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、工事用水、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）や輸送経路、通関手続き、保険、機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地施工業者等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコントラクターの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限り当該業者が施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、技術レベルを慎重に判断する。

また、機材に関しては、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制、本邦や第三国調達の場合の輸送経路、通関手続き、保険、実施工程、機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）等についての調査を行い、概略設計に反映させる。なお、実施工程の検討にあたっては、システムのテスト運用等を含めた全体工程を明らかにすること。

両国では無償資金協力が実施されていることから、必要に応じて事業に関わったコンサルタント並びに業者からのヒアリングを実施し、調達計画、輸送計画、工程計画、事業費積算等の精度を確保するとともに、事業実施上の留意事項及び対応策（送金等）を整理する。

(18) 気候変動緩和策の検討

対象の事業が気候変動緩和策に資する可能性について確認する。なお、必要に応じ、JICAの「気候変動対策支援ツール／緩和策 Ver. 2.0」を参照する。

(19) 現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本協力（案）について、可能な内容、規模、範囲を検討する。

(20) 現地調査結果の報告

現地調査の結果を踏まえ、帰国後20日以内に現地調査結果概要（和文）を作成し、JICAが開催する現地調査帰国報告会に参加し、JICA、国内確認関係者に対して、調査結果、ならびに、基本的な協力の方向性について説明し確認を得る。

【追加発注業務】

以下の(21)から(34)の業務は、我が国政府が無償資金協力の検討を開始し、協力準備調査の実施を了承した場合、別途継続契約（第2期以降の契約）の締結により追加で発注する可能性のある業務である。

(21) 設計・積算方針の取りまとめ・報告

上記調査結果を踏まえ、帰国後30日以内に設計・積算方針を取りまとめ、JICAが開催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICAの確認を得る。

(22) 事業内容の計画策定

上記調査(1)～(20)及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工・据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 概略設計

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、概略設計を行う。検討には最低限以下の内容を含むものとする。作成に当たっては施設・機材の必要性や費用効果等を考慮し複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。また、施設並びに関連機材の整備に係る基本計画（以下のア）及びイ））の作成においては施設・機材の必要性と費用を考慮し、その結果を第1回現地調査期間中に先方政府と協議することとする。

ア) 施設の基本計画

イ) 機材の基本計画

ウ) 設計対象業務の設定

エ) 施設、機材に係る要件設定

オ) 施設計画図

カ) 施設設備、機材及び機材リスト（概略仕様・数量、移設・更新する機材の設定）

キ) 関連設備及び機材リスト（概略仕様・数量）

3) 施設概略設計図

4) 機材仕様書

5) 施工・調達計画

● 施工・調達方針

● 施工・調達上の留意事項

● 施工・調達区分（先方負担工事との区分）

- 施工・調達監理計画
- 品質管理計画
- 資機材等調達計画
- 実施工程

なお、施工計画の検討にあたって、本体事業実施において既存の施設の運用中の施工となる場合、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項となる移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、施設運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

また、施工・調達監理計画では、概略設計に基づく施工・調達監理方針、施工・調達監理体制、施工・調達監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

(23) 技術支援計画の検討

本事業で整備する施設・機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」を参照してソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容はDOD時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

(24) 事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

(25) 概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算に当たっては、設計・積算マニュアルの補完編・機材編（2019年10月）及び追補編（2020年11月）を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（地震、洪水等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(26) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。なお、取扱いマニュアル、メンテナンスマニュアルについては、露語版を各機材に添付することを想定しているため、各機材の露語版マニュアルの有無を確認するとともに、無い場合には協力対象事業で作成する。

(27) 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、JICAがウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール【適応】（JICA Climate-FIT）の「気候リスク評価の実施」等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

(28) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(29) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価基準6項目（妥当性・整合性・有効性・インパクト・効率性・持続性）に配慮し、定量的効果、定性的効果に分類して評価する。特に定量的効果については、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値（施設・機材の活用を含む）を設定する。

また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー）、国際基準や目標との整合性も考慮する。

本事業においては、定量的指標として想定される事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標（SDGs等）及びそのために必要と判断される調査がある場合には、プロポーザルで提案すること。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

(URL : https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

(30) 準備調査報告書（案）の作成

本調査結果を準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(31) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）を両国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、

相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(32) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

(33) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について以下の点について詳しく調査する。

- ① 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
- ② 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
- ③ 付加価値税（VAT等）
- ④ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- ⑤ その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）

また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地のJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(34) 準備調査報告書等の作成

両国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、成果品を作成する。

第7条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち（4）を第1期の最終成果品とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

追加業務を発注する場合、第2期、第3期の最終成果品は（7）から（11）とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書名	提出時期	部数
(1) 業務計画書 (共通仕様書第6条に規定する計画書)	契約締結後 10営業日以内	和文2部
(2) インセプション・レポート	2023年6月	和文2部、露語10部
(3) 現地調査結果概要	2023年9月	和文2部
(4) ファイナル・レポート	2023年10月	和文（製本版）9部 英文（製本版）9部
追加発注（第2期）※提出時期：上段は第2期、下段は第3期		
(5) 準備調査報告書（案）	2024年2月 2024年10月	和文9部、英文9部、露語要約16部
(6) 概要資料 (完成予想図を含む)	2023年12月 2024年9月	和文1部
(7) 概略事業費（無償）積算内訳書	2024年2月 2024年10月	和文2部
(8) 機材仕様書	2024年2月 2024年10月	和文2部、英文2部、露語2部
(9) 準備調査報告書 (完成予想図を含む)	2024年3月 2024年11月	和文（製本版）9部及びCD-R 2枚 英文（製本版）9部及びCD-R 2枚 露語要約版 16部及びCD-R 2枚 和文（先行公開版）2部及びCD-R 1枚
(10) デジタル画像集	2024年3月 2024年11月	CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)
(11) Project Monitoring Reportの初版	2024年3月	英文CD-R 1枚
(12) 免税情報シート	2024年3月	和文2部 ※JICAキルギス、タジキスタン事務所にも提出
(13) 案件別安全対策検討シート（案）	2024年3月	和文2部 JICAキルギス、タジキスタン事務所にも提出

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、同ガイドラインを参照する。その他の留意事項は以下のとおり。

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する、また報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
- 2) 英文及び露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 3) 概略事業費（無償）積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編及び機材編（2019年10月）を、その他については「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2020年11月改訂版）に準拠することとする。
- 4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	既定の候補案件以外に重要性や必要性が高い協力案件の候補	第8条 業務の内容 (9) 両国における電力分野の課題の特定と優先度の確認
2	具体的な自然条件調査の細目 (調査項目、調査内容、仕様、数量等)	第8条 業務の内容 (14) サイト状況調査

中央アジア（キルギス・タジキスタン）電力セクターに係る情報収集・確認調査 にかかる自然条件調査等仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査等は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記す。先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 調査項目（例）

（1）地形測量

目的：機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：対象事業のサイトの敷地3か所程度

調査方法：平板測量、縦横断測量

測量範囲（予定）：60m×60m 3か所

成果品：測量図、縦横断図、既設構造物・地中埋設物の位置測量結果

（3）地質調査

目的：機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。

調査位置：対象事業の敷地内3か所程度

調査内容：ボーリング（深さ10m）、標準貫入試験、室内試験等

実施方法：直営または現地再委託

成果品：試験結果、柱状図

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：電力開発に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

第1章3.(2)及び11.ならびに第2章第6条(21)から(34)に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。このため、「業務実施の基本方針」においては、上記追加調査業務が発注された場合の「基本的な留意事項」について、記述してください。

2) 業務実施の方法

1) 及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／電力開発計画
- 電力設備計画
- 電力施設建設／自然条件

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.35 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電力開発計画）】

- ① 類似業務経験の分野：電力開発計画に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：中央アジア及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：電力設備計画】

- ① 類似業務経験の分野：電力設備計画に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：中央アジア及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：電力施設建設／自然条件】

- ① 類似業務経験の分野：電力施設建設に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年7月上旬より国内事前準備を開始し、2023年7月より現地調査を行い、帰国後にファイナル・レポートの取りまとめを行う。上記現地調査の実施方法は第5条 実施方針及び留意事項を参照のこと。

【追加発注業務】

第2期分（タジキスタン分）は現地調査帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2023年11月下旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2023年12月上旬までに概略設計・概要資料、2024年4月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

第3期分（キルギス分を想定）は2024年11月までに準備調査報告書を含む成果品を提出する想定（ただし、第2期と並行して実施する可能性もある）。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 10.74 人月（現地：9.24人月、国内1.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／電力開発計画（2号）
- ② 電力設備計画（3号）
- ③ 系統計画／系統運用
- ④ 電力施設建設／自然条件（3号）
- ⑤ ゼロ・エネルギー・ビル
- ⑥ 人材育成
- ⑦ 調達事情
- ⑧ 環境社会配慮

第1章3. (2)及び11.、ならびに第2章第6条(21)から(34)に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。当該追加業務に係る追加の業務量目途と追加の業務従事者構成案については、以下のとおり想定しています。ただし、本業務量目途と業務従事者構成案は、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量及び従事者構成は、変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。

- 1) 追加業務量の目途／1案件あたり
約10.90人月(現地0.9人月、国内10.00人月)
- 2) 追加の業務従事者構成案
 - ①業務主任／電力開発計画(2号)
 - ②電力設備計画(3号)
 - ③系統解析／系統運用
 - ④電力施設設計／自然条件(3号)
 - ⑤ゼロ・エネルギー・ビル
 - ⑥送配電設備設計
 - ⑦施工計画／積算1
 - ⑧調達計画／積算2
 - ⑨環境社会配慮

3) 渡航回数を目途 全10回(追加業務の分を除く)

追加業務の分 4回を想定(第2期、第3期で各2回)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

➤ 自然条件調査(地形測量、地質調査)

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2022年10月)に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、キルギス及びタジキスタン国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。その他、現地調査前の各種情報収集及び全業務期間を通じて必要な情報収集し相手国機関とのコミュニケーションを円滑化するため、必要に応じ現地傭人の配置を認める。なお、見積書作成時には第1期分業務について計上する。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

タジキスタン共和国 ドウシャンベ変電所整備計画準備調査報告書
(JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF))

2) 配付資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執務要領 (2019 年 11 月)
- 各対象案件に関する資料

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	あり
2	通訳の配置 (* 語 ⇄ * 語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA キルギス／タジキスタン事務所、在キルギス／タジキスタン日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022 年 4 月 -2023 年 4 月追記版) を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第 1 章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されていますが、第 1 期間分のみ見積りを作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

56,118,000円（税抜）

上記は、追加業務分は含みません。第1期分のみ。

なお、定額計上分 3,500,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料翻訳費		500,000円		一般業務費
2	再委託	第6条業務内容(14)サイト状況調査	3,000,000円	自然条件調査(地形測量、地質調査)	再委託費

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ドゥバイ/イスタンブール/タシケント⇒ビシュケク⇒アルマティ⇒ドゥシャンベ⇒ドゥバイ/イスタンブール/タシケント⇒東京

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業が我が国の施設・機材調達方式による無償資金協力として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工/調達監理を実施するコンサルタントとして、相手国政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工/調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2022年4月)の様式4-2及び様式4-3を準用した表を添付する。

2) 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者又は副業務主任者は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

3) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

4) 新型コロナウイルス感染症による現地渡航制限等について

本業務の実施にあたっては、計3回の現地調査を想定している(当初契約分で1回、追加業務分で2回)。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等による入国制限や航空便の減便等が発生し、現地渡航ができない場合には、一部遠隔での業務実施等を検討する。当該事象が発生した場合には、JICA事業実施担当部と対応を検討・相談する。なお、現時点でキルギス及びタジキスタン入国後の自主隔離は必要ない(本措置は、現地ドナーのプラクティスに合わせたJICA独自の判断である)。

5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

6) 通訳

本調査には通訳(英語⇄キルギス語/ロシア語)の配置を可とする。現地での通訳備上を原則とし、必要経費を見積に含めること。配置人数は複数とすることも可とする。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(24)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／電力開発計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(9)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>電力設備計画</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>電力施設建設／自然条件</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	